山口市中小企業融資保証料補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、山口市中小企業融資制度要綱（以下「融資要綱」という。）により中小企業者が借り入れた事業資金について支払った信用保証料（以下「保証料」という。）の補助措置を講じることにより、中小企業の振興育成を図ることを目的とする。

（保証料の補助）

第２条　市長は、融資要綱によって事業資金の融資を受けた中小企業者（以下「借受人」という。）が、山口県信用保証協会に対して支払った保証料について補助するため、毎年度予算の範囲内で、山口商工会議所及び山口県央商工会、徳地商工会（以下「会議所及び商工会」という。）に補助金を交付する。

２　会議所及び商工会は、前項の補助金を借受人に支払わなければならない。

３　「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」（20240115 中庁第 15 号令和 6 年 1 月 18 日制定）に基づく保証料の上乗せ分は補助金の対象としないものとする。

４　補助金の額は、次の各号に掲げる資金に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

(1)　中心市街地活性化対策資金　保証料の全額

(2)　大内文化特定地域活性化対策資金　保証料の全額

(3)　起業化支援対策資金　保証料の全額

(4)　中小企業経営環境改善対策資金　保証料の全額

(5)　湯田温泉活性化対策資金　保証料の全額

(6)　生産性向上・省力化設備導入支援資金　保証料の全額

(7)　新山口駅周辺活性化対策資金　保証料の全額

（保証料補助金の交付申請）

第３条　会議所及び商工会は、保証料補助金の交付を受けようとするときは、各月毎の信用保証実績に基づき、当該月の翌月１５日までに、山口市中小企業融資保証料補助金交付申請書（別記様式第１号）に必要書類を添え市長に提出しなければならない。

（借受人の保証料補助交付申請）

第４条　借受人は、保証料補助金の交付を受けようとするときは、会議所及び商工会所定の方法により申請書を会議所及び商工会へ提出するものとする。

（保証料補助金の交付）

第５条　市長は第３条の申請書を受理し、内容を審査し適当と認めるときは、すみやかに補助金の交付を決定し、会議所及び商工会の提出する請求書を受理した日から１５日以内に当該補助金を交付するものとする。

（調査）

第６条　市長は会議所及び商工会に対し、保証料の補助について報告を求め、又は関係書類等を調査させることができる。

（保証料補助金の返還）

第７条　借受人は、当該融資の繰上償還により山口県信用保証協会から保証料の返還を受けたときは、会議所及び商工会に報告し、相当する補助金について返還しなければならない。会議所及び商工会は、返還を受けた補助金を市長に返還しなければならない。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項等は、市長がこれを決定する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

（要綱の廃止）

２　山口市中小企業事業資金融資保証料補助要綱（平成 17 年 10 月１日施行）、山口市中心市街地活性化対策資金融資保証料補助金交付要綱（平成 17 年 10 月１日施行）、山口市大内文化特定地域活性化対策資金融資保証料補助金交付要綱（平成 17 年 10 月１日施行）、山口市中小企業経営環境改善対策資金融資保証料補助要綱（平成 22 年４月１日施行）、山口市湯田温泉活性化対策資金融資保証料補助金交付要綱（平成 24 年４月１日施行）、山口市起業化支援対策資金融資保証料補助金交付要綱（平成 28 年６月１日施行）、山口市生産性向上・省力化設備導入支援資金融資保証料補助金交付要綱（平成 31 年４月１日施行）及び山口市新山口駅周辺活性化対策資金融資保証料補助金交付要綱（令和７年４月１日施行）（以下「旧要綱」という。）は廃止する。

（経過措置）

３　この要綱の施行前に旧要綱の規定によりなされた手続その他の行為については、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

４　この要綱の施行前に旧要綱の規定に基づき信用保証を受けているものに係る保証料補助については、なお従前の例による。

（別記様式第１号）

山口市長　　　　　　様

山口商工会議所（又は商工会）
代表者

山口市中小企業融資保証料補助金交付申請書

山口市中小企業融資保証料補助金交付要綱第３条に基づき、補助金を交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

記

資金名

補助金交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　円